

重点分野「社会保険に関する手続」に関する論点
〈厚生労働省〉

1. 健康保険の住所変更について

- ① 健康保険組合加入者の住所変更届の省略について、原則、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会により省略を実現させていくため、総務省と平成 30 年 6 月に協議をスタートさせたとの回答いただきましたが、その後の協議の進捗状況は如何か。

【参考】第 2 回行政手続部会 論点に対する回答（健康保険の住所変更について）

- ①健康保険組合加入者の住所変更届の省略については、これまでの部会でもお示ししているとおおり、原則、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会により省略を実現させていくため、総務省とは、本年 6 月に協議をスタートさせたところである。
- ②現在、当省としては、健保組合における住所変更の件数、確認の頻度等を検討しつつ、総務省と協議を行っているところである。
- ③当省としては総務省等との手数料の協議結果を踏まえ、費用対効果を検証の上健保組合等の意見も聞きながら、住所変更届等の省略可能性について引き続き検討してまいりたい。